

2 町税の減免申請期限の改正

町民税・固定資産税・軽自動車税・特別土地保有税の減免申請期限を「納期限前7日」から「納期限」に改正しました。(平成27年度から適用)

幌延町国民健康保険税条例の一部改正のお知らせ

地方税法施行令の改正に伴い、幌延町国民健康保険税条例の一部を改正しましたので、内容をお知らせします。(平成27年度から適用)

1 法定限度額改正に伴う賦課限度額の改正

国民健康保険税賦課限度額を次のとおり改正しました。

区分	改正前	改正後
医療給付費分	51万円	52万円
後期高齢者支援金等分	16万円	17万円
介護納付金分	14万円	16万円
合計	81万円	85万円

2 軽減判定所得基準額の改正

低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、2割・5割軽減判定所得基準を次のとおり改正しました。

軽減区分	改正前	改正後
7割軽減	世帯の所得が33万円	世帯の所得が33万円【変更なし】
5割軽減	33万円+ (24.5万円×被保険者数)	33万円+ (26万円×被保険者数)
2割軽減	33万円+ (45万円×被保険者数)	33万円+ (47万円×被保険者数)

3 国民健康保険税の減免申請期限の改正

国民健康保険税の減免申請期限を「納期限前7日」から「納期限」に改正しました。

町税の徴収について

町では、税の公平性と貴重な自主財源である町税（道町民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）を確保するため、徴収・滞納処分を行います。

町税に未納がある方に対しては、文書・電話・戸別訪問による催告を行い、納税の促進を図っておりますが、**再三の催告にもかかわらず、納税に対して誠意のない方については、必要な調査を行った上で財産の差押（預貯金、給与、不動産等）を実施します。**

また、町が「町民税」と併せて徴収しております『道民税』は、北海道の貴重な財源であり、納税をされない方については、その徴収を北海道に引継ぎます。

北海道に徴収を引き継いだ方については、法律に基づき北海道（宗谷総合振興局税務課）から納税の催告や財産の差押などが行われます。

なお、町税を納期限内に納税できない方や、事情により納税が困難な方につきましては、随時、納税相談を受付けておりますのでご連絡ください。

問い合わせ先 **会計課財政グループ 税務担当**
電話 **5-1113 (会計課直通)** 告知端末機 **5-8813**